

在宅ケアハラスメント対策について

県では、近年問題視されている「在宅」という密室での環境における、介護・看護等に従事する職員の労働環境の確保及び離職防止の観点から、安心して働き続けることができる体制を構築するため、「在宅ケアハラスメント対策推進事業」を実施しています。

1 「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」

令和6年7月1日に「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」を開設しました。

在宅において利用者やその家族等からのハラスメント行為にお困りの訪問介護士、訪問看護師、介護支援専門員等の皆様、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

(1) 相談受付時間

平日 10:00～16:00（土・日・祝日、12/29～1/3 を除く）

(2) 相談方法

電話またはメール

電話：029-303-7600

メール：homecare@ibaraki-welfare.or.jp

※ メールは24時間受付可能ですが、返信までに時間がかかります。ご了承ください。

(3) 相談受付内容

在宅ケア現場におけるハラスメントとは、利用者や家族等から職員への以下のような著しい迷惑行為が該当します。

① 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）

例：ものを投げる、叩く、蹴る、ひっかく

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を出す、怒鳴る、理不尽な要求をする、威圧的な態度

③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要なく触る、抱きしめる、性的な話をする

(4) 相談対象者

県内の訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等の職員または管理者

(5) その他

- ・ プライバシーは厳守します。
- ・ 相談は匿名でも可能です。
- ・ 相談内容によっては以下の支援が受けられます。

- ① 弁護士による法務相談を利用できる場合があります。（無料、1回60分、1事案あたり1回を限度）

- ② 事案に適した介護士、看護師、ケアマネジャー等の専門職を伴った現場（利用者宅）への訪問を実施しています。事業所を通してご相談ください。（無料、1 事案あたり 2 回を限度）
- ③ 詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/keahara/keahara.html>

2 「在宅ケア（訪問看護・介護（高齢者・障害者）等）におけるハラスメント対応ガイドライン」

県では、訪問介護・看護等を行う職員が訪問先の在宅の利用者及び利用者家族等から被った暴力、ハラスメント等について対策をまとめたガイドラインを策定しました。（令和 6 年 6 月策定）

事業者は、平常時からハラスメントに対する基本方針を定め、対応マニュアルの作成・職員への共有、職員への研修の実施、対応・相談フローの作成・職員への周知、利用者や利用者家族等への説明等を行う必要があります。

ガイドラインは県HPで公開していますので、ダウンロード等により適宜ご使用いただけます。なお、引用、転載等をご希望の際は、あらかじめ県長寿福祉課（029-301-3321）までご相談ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/keahara/documents/gaidorain.pdf>

3 「在宅ケアハラスメント撲滅キャンペーン」

11 月 11 日の「介護の日」に合わせた街頭キャンペーンによる広報を以下により実施予定です。

- （1）令和 6 年 11 月 1 日（金）7:00-9:00／水戸駅北口ペデストリアンデッキにて／ティッシュ配布
- （2）令和 6 年 11 月 13 日（水）県民の日 10:00-17:00／ジョイフル本田ニューポートひたちなか店にて／ティッシュ配布、健康相談、こども向け駄菓子子の配布



イメージキャラクター「きゅーさいちゃん」